

○松山衛生事務組合契約規則

制 定 平成20年3月27日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、法令その他別に定めるもののほか、組合が締結する売買、貸借、請負その他の契約（以下「契約」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(準用)

第2条 本組合の契約に関しては、松山市契約規則（平成20年松山市規則第11号）を準用する。この場合において、「市長」とあるのは「組合長」と、「市」とあるのは「組合」と読み替えるものとする。

付 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。